

コロナに強い社会へ： 「北海道スタイル」構築に向けた 支援策ガイドブック



北海道

2021. 4. 5時点版

コロナ支援策ガイドブックの最新版はこちら



(表紙～P9)



(P10～P19)



(P20～P27)



(P28～P35)

目次

第1章 「新北海道スタイル」関連支援策		ページ
1. 「新北海道スタイル」について	更新	2～4
2. 事業者向け支援施策		
（1）支援金		
道特別支援金	更新	5～6
（2）資金繰り支援		
①中小企業総合振興資金 （新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）	更新	7～9
②小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援	更新	10
（3）小規模企業に対する伴走型経営支援		
①専門家による中小・小規模事業者への助言・指導	新規	11
②ビジネス海外渡航支援事業	新規	
（4）需要回復に向けた取組への支援		
①商店街等の感染拡大防止・販売促進支援	新規	12
②プレミアム付商品券の発行支援	新規	13
③感染拡大防止対策を徹底したモデル事業の実施 （道民の圏域内旅行を対象とした「新しい旅のスタイル」）	新規	14
④観光関連事業者の事業継続支援 （感染拡大影響緩和観光関連事業者支援事業費）	新規	15
⑤道産食品の消費喚起（道産品消費喚起特別割引事業）	新規	
⑥教育旅行支援事業	更新	16
⑦公共交通の需要喚起等に向けた取組 （ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン）		17
⑧北海道コロナ通知システム	更新	18～19
⑨企業・団体の取組事例発信		20
3. 北海道スタイルの促進に向けた国の主な支援策	更新	21

第2章 その他のコロナ関連支援策		ページ
1. 雇用に関する支援施策		
①ジョブカフェ・ジョブサロンによる再就職支援	更新	23
②「NO!3密」就活応援宣言（企業・団体の取組事例発信）		24
③勤労者福祉資金の保証料免除	更新	25
④給付金付座学・職場研修事業	新規	26
⑤テレワーク機器等の導入支援	新規	27
⑥『北海道短期おしごと情報サイト』		28
⑦北海道海外人材待機費用緊急補助金	更新	29
⑧北海道異業種チャレンジ奨励金	更新	30
2. 税・公共料金関連		
道税の申告期限の延長・納税の猶予等	更新	31
3. 相談窓口		
①経営・金融、雇用関連など各種相談窓口	更新	32
②テレワークの導入など働き方改革の専門相談窓口	新規	33
③国の助成金に関する申請サポート窓口		34
④新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口	更新	35

第1章 「新北海道スタイル」 関連支援策



「新北海道スタイル」について（1／3）

新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル、それが「新北海道スタイル」です。

新北海道スタイルとは

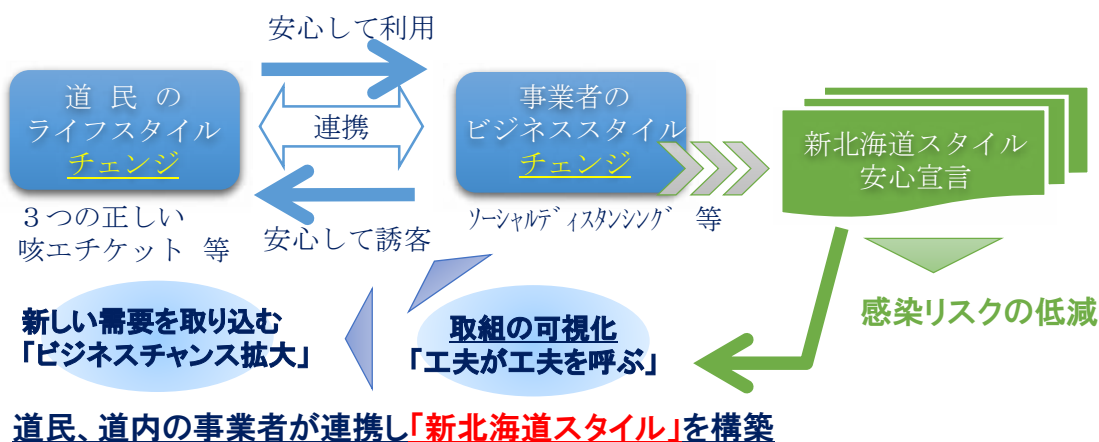
新型コロナウイルスとの闘いが長期化しています。
 私たちは、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、
ライフスタイル、ビジネススタイルを変革しなければなりません。
 北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、
 道民の皆様と事業者の方々が連携しながら、
 北海道全体で感染リスクを低減させる、
 そして、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく。
 それが「**新北海道スタイル**」です。
 道民の皆様が心をつぎに、コロナと共存する
 新たなステージの北海道を目指しましょう。

北海道知事 鈴木 直道



目指す姿

道民と事業者の連携モデル



「新北海道スタイル」安心宣言 事業者の皆様に取り組んでいただきたい 7つのポイントプラス1

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
 2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
 3. 施設内の定期的な換気を行いましょう。
 4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。
 5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょう。
 - ・ 一定の距離(2m程度)の確保
 - ・ 間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保など
 6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょう。
 7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせしましょう。
- プラス1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを掲示しましょう。

「新北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「7つプラス1の習慣化」
 に取り組みます！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
 2. スタッフの健康管理を徹底します。
 3. 施設内の定期的な換気を行います。
 4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
 5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス
 - ・ 間仕切りなどの活用
 - ・ 人数制限や空席の確保
 - ・ 時差出勤、テレワーク など
 6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
 7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
 お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
 (感染症対策の可視化(見える化))
- ※「北海道コロナ通知システム」を導入し、QRコードを
 わかりやすい場所に掲示します。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
 (店名)○○○○○○○

「北海道スタイル」道民運動の展開

道民と事業者双方が、感染リスクを低減させる
「新しい生活様式」を実践、可視化



北海道らしいライフスタイル、
ビジネススタイルとして日常に浸透・定着

道民の皆さま



事業者の皆さま



【具体的な取組】

○PR活動

（新聞広告、動画配信、ポスター・チラシ作成等）

○取組の可視化促進

（商工団体等による施設・店舗への巡回訪問、
ステッカー作成・配布）

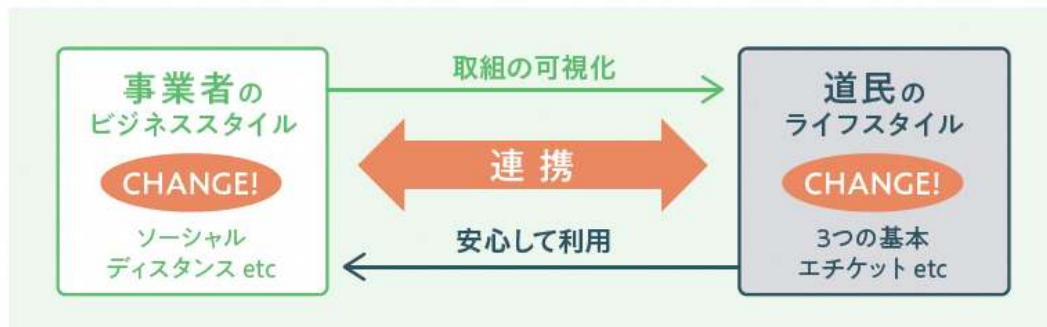
○「北海道スタイル」推進協議会の運営等

○北海道コロナ通知システムの普及促進（詳細はp18）

「新北海道スタイル」について（3／3）

「新北海道スタイル」取組事業者の皆さまへステッカーをお配りしています

「新北海道スタイル」を実践する施設・店舗等であることが利用者に一目でわかるようステッカーをお配りしています。利用者が安心して利用できるよう、ぜひステッカーの掲示にご協力ください。ステッカーの発送は下記の事務局までご連絡ください。



◆WEBからの申請はこちら◆

「新北海道スタイル」ステッカー
送付希望登録フォーム

URL <https://www.harp.lg.jp/rDC0YjJT>



新北海道スタイル推進協議会の会員を募集しています

「新北海道スタイル」を北海道全体で実践し、定着を進めていくことを目的として、「新北海道スタイル推進協議会」を設立しました。「新北海道スタイル」を一緒に取り組んでいただける方、興味や関心をお持ちの方であれば、事業者や団体、個人、行政機関等どなたでも入会できます。会員の皆様には、「新北海道スタイル」の取組事例など、実践にあたって参考となる情報をお知らせしています。

多くの皆様とともに、情報の共有を通じた新たな工夫や取組を創出し、「新北海道スタイル」の内容をさらに充実させ、取組の輪を広げていきたいと考えています。

詳しい情報はここから



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostylecouncil.htm>

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課企画調整担当
TEL : 011-206-0287

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

右QRコード
からも



時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様へ

国の一時支援金

申請はお済みですか？

中小法人 上限 **60** 万円

個人事業者 上限 **30** 万円

「**道内事業者** の皆様も **申請できます**」

特に、旅行関連事業者の皆様の
申請に必要な書類が大幅に簡素化されています！

国の一時支援金 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」

2021年1月に**11都府県**を対象に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に一時支援金が給付されるものです。

要件1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

要件2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = (2019年又は2020年の対象期間^{※1}の合計売上) - (2021年の対象月^{※2}の売上 × 3ヶ月)

※1：1月～3月、 ※2：対象期間から任意に選択した月

【中小法人等】 上限 **60** 万円 【個人事業者等】 上限 **30** 万円

申請受付期間 2021年 **3月8日(月)** ～ **5月31日(月)**

● **国の一時支援金**事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL：<https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話等からの相談：03-6629-0479（※通話料がかかります）

国の一時支援金を受給できなかった方は、

道の特別支援金 中小法人 **20** 万円
個人事業者 **10** 万円

どちらのみ
受給できます

ぜひ、ご活用ください

詳細は右のページをご覧ください

国の一次支援金を受給できなかった 道内事業者の皆様へ

道 特 別 支 援 金

道内事業者の皆様へ

道 特 別 支 援 金
時短・外出自粛等による影響緩和

概 要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

要件 1

① 時短対象飲食店等
との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等
による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札
幌市以外や昼間営業の飲食店など、人流減少
の影響を受けた事業者

要件 2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上 が
対前年同月比 50%以上減少

※1：2021年1月、2月又は3月の売上については、前々年同月との比較でも可

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

（例）2020年4月～12月に創業した方など

給付額

中小法人等 20万円

個人事業者等 10万円

申請受付期間

2021年 4月1日～ 8月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8:45～17:30

（4月29日までは土日祝も受付、以後は平日のみ）

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：札幌市内の2020年11月以降の時短要請の対象である飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注4：道特別支援金は国の一時支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

中小企業総合振興資金（１／３）

（新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の方に皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
- 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）
- 企業体質強化貸付（資本金ローン協調）

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】																				
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (4) 最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少している中小企業者等																				
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）																				
融 資 金 額	2億円以内																				
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）																				
融 資 利 率	《固定金利》 《変動金利》 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年を超えるものに限り）																				
担 保 及 び 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによります																				
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします																				
保 証 料 率	●一般保証適用の場合 経営状況に応じて年0.45%～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引） 特別小口保険適用の保証 年0.72% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引） ●その他の保証適用の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">経営安定関連保証適用の場合</th><th rowspan="2">危機関連保証適用の場合</th></tr> <tr> <th>セフィネット4号</th><th>セフィネット5号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の保証</td><td>年0.70%</td><td>年0.60%</td><td>年0.70%</td></tr> <tr> <td>無担保保険適用の保証</td><td>年0.68%</td><td>年0.58%</td><td>年0.68%</td></tr> <tr> <td>特別小口保険適用の保証</td><td>年0.48%</td><td>年0.41%</td><td>年0.48%</td></tr> </tbody> </table>			区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合	セフィネット4号	セフィネット5号	普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%	無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%	特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%
区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合																		
	セフィネット4号	セフィネット5号																			
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%																		
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%																		
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%																		

中小企業総合振興資金（2／3） （新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

2. 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）

中小企業者等の緊急的なつなぎの資金繰りを支援するため、短期資金の貸付を実施しています。

- 【融資対象】 (1) 最近1か月の売上高が、前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者等
(2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高と比べ5%以上減少している中小企業者等
(3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等

【融資金額】 8,000万円以内

【融資期間】 1年以内

【融資利率】 1.0%

【信用保証】 すべて保証協会の保証付きとします

【保証料率】 ●一般保証適用の場合

経営状況に応じて年0.40%～1.71%

●その他の保証適用の場合

区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合
	セフィネット4号	セフィネット5号	
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%

【保証料補助】 本貸付による借入に際し信用保証協会に支払った信用保証料を道が補助します。

- ・小規模企業で売上▲15%以上：保証料の全額
- ・上記以外：保証料の1/3

【取扱期間】 令和2年4月1日～令和3年5月31日

3. 企業体質強化貸付（資本金ローン協調）

中小企業者等へ円滑な資金供給が図られるよう、政府系金融機関との協調融資を実施しています。

【融資対象】 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けようとする中小企業者等

【融資金額】 4億円以内

【融資期間】 1年超15年以内（うち据置5年以内）

【融資利率】 金融機関所定の利率

【信用保証】 すべて保証協会の保証（経営改善サポート保証）付きとします
（本貸付による融資総額のうち保証付き融資金額50%以内）

【保証料率】 ●経営者保証免除対応適用の場合

経営状況に応じて年1.0%～1.2%

●上記以外の場合

経営状況に応じて年0.8%～1.0%

→ 国の補助により
年0.2%

【取扱期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日

中小企業総合振興資金（3／3） （新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、セーフティネット保証・危機関連保証を利用する方（市町村認定を受けた方）又は企業体質強化貸付の申込みについては、「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P32.34.35ご参照）